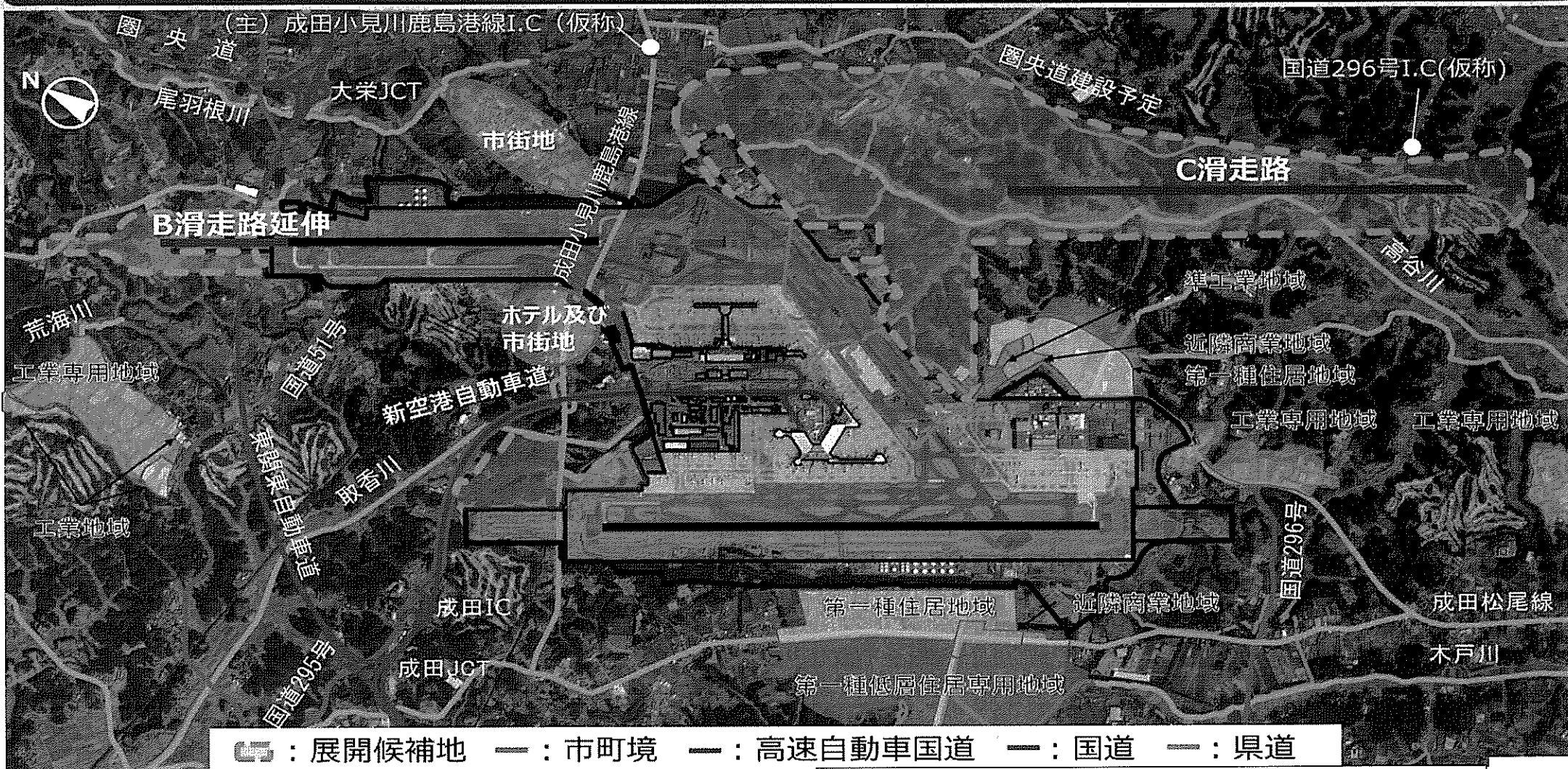


50万回時に必要となる施設規模

	現状の施設規模	50万回時に必要となる施設規模
滑走路	<ul style="list-style-type: none"> ● A滑走路:4,000m 約 570ha ● B滑走路:2,500m (約500ha) 	<ul style="list-style-type: none"> ● A滑走路:4,000m 約 900ha ● B滑走路:3,500m ● C滑走路:3,500m
エプロン (誘導路含む)	<ul style="list-style-type: none"> ● 大型機換算:148 スポット 約 450ha (小型機換算: 168 スポット) (約450ha) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 約250 スポット 約 800ha
旅客ターミナル・空港諸施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 空港全体: 5,000万人/年 約 140ha (約130ha) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 空港全体: 約7,500万人/年 約 300ha
貨物取扱施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 235 万トン/年 約 50ha (約20ha) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 約300 万トン/年 約 100ha
その他 (給油施設・防音堤等)	約 190ha (0ha)	約 300ha
計	約 1,400 ha (約1,100ha)	約1,000ha拡大 → 約 2,400 ha

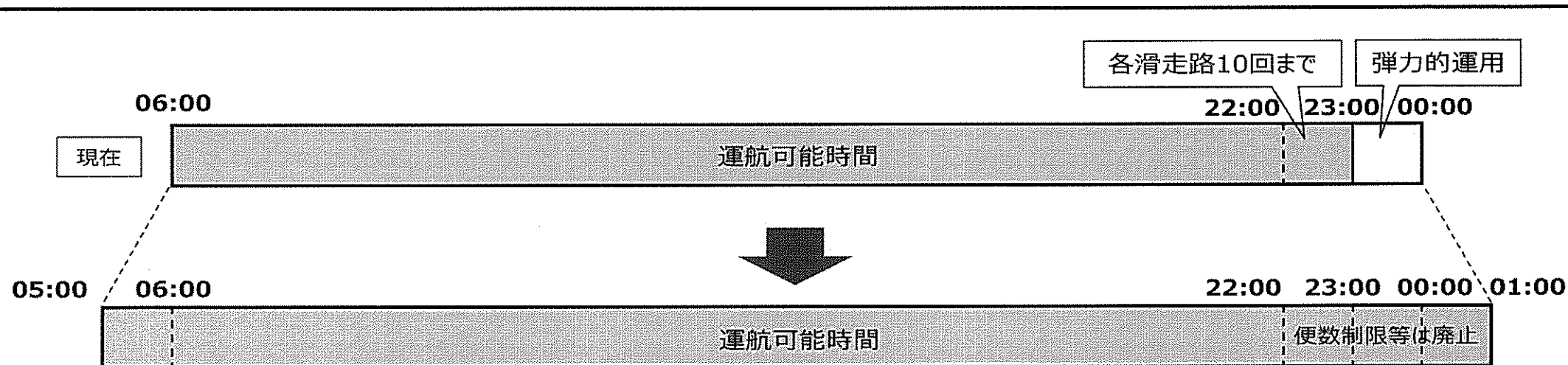
出典:成田国際空港株式会社『成田空港の更なる機能強化に関する調査報告について(その3)』より

滑走路の具体的な位置及び空港敷地範囲の検討



出典：成田国際空港株式会社『成田空港の更なる機能強化に関する調査報告について(その3)』より

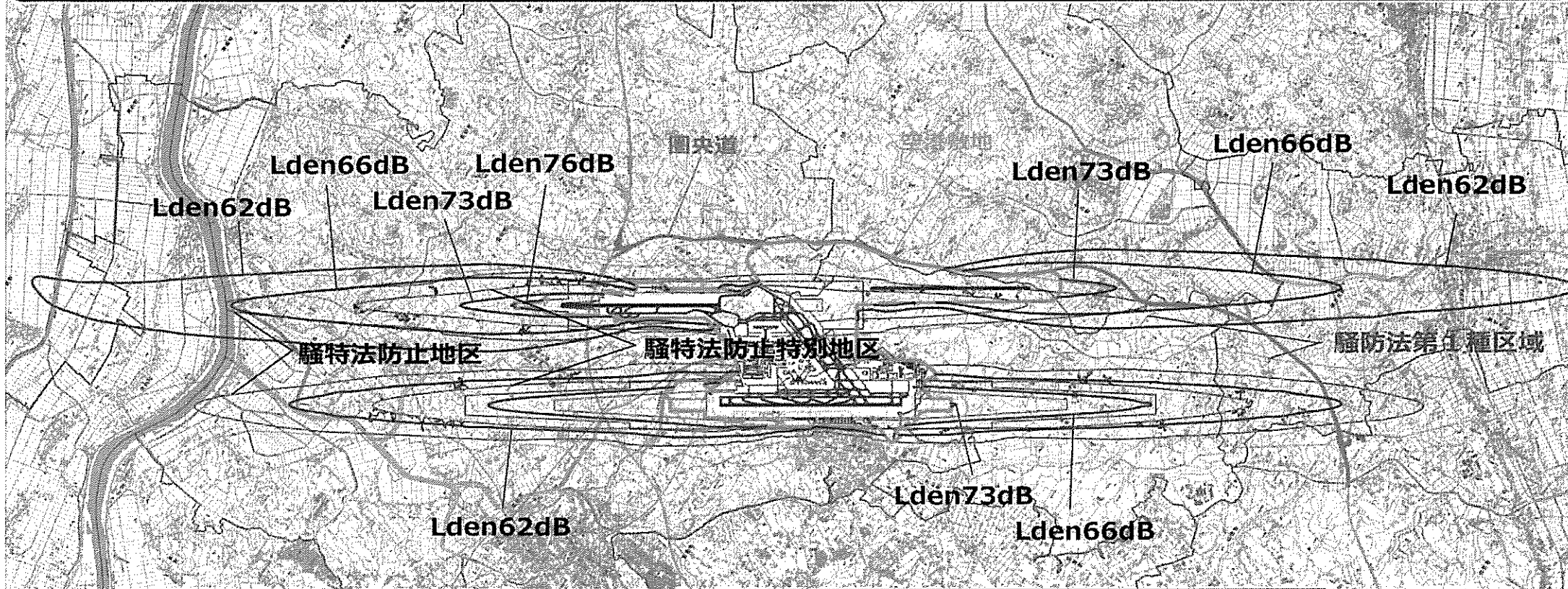
夜間飛行制限の緩和（今後の運航可能時間延長）



現在設けられている22時台の便数制限やカーフェューの弾力的運用は廃止し、**運航可能時間を午前5時から午前1時まで**（悪天候や安全上の理由等による緊急事態を除く。）とする。

※地域の皆様の安眠を確保するという観点から、夜間飛行制限の緩和の実施と併せ、騒特法上の航空機騒音防止地区内の家屋については、防音効果をより一層高める内窓（うちまど）を寝室に設置することについて、関係機関とともに協議していく。

50万回時の騒音コンター



- Lden62dB** = 騒防法 第1種区域 (住宅防音工事、空調機機能回復工事等への助成) に対応
騒特法 防止地区 (建築物への自己防音構造義務付け) に対応
- Lden66dB** = 騒特法 防止特別地区 (住宅、学校等の建築禁止、移転補償、土地の買入れ) に対応
- Lden73dB** = 騒防法 第2種区域 (移転補償、土地の買入れ) に対応
- Lden76dB** = 騒防法 第3種区域 (移転補償、土地の買入れ、緩衝緑地帯の整備) に対応

環境対策・地域共生策の基本的な考え方(概要)①

項目	環境対策・地域共生策の基本的な考え方(概要)
騒音コンター及び対策範囲の拡大等	<ul style="list-style-type: none"> ・発着回数「50万回時」の騒音影響を予測（防音工事・移転補償等の環境対策を、より広範な地域において実施） ・夜間飛行制限の緩和についても加味 ・開港時に計画されていた「横風用滑走路」の整備は今後予定しないことから、これに伴う騒音影響は発生しないものとして対応
周辺対策交付金の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・50万回コンターによる世帯数増に加え、年間着陸回数についても、空港容量に基づき算出するという考え方に改めることにより、先行的な交付総額の引上げを検討 【現行】世帯数割：30万回、着陸料割：23万回（実績値） 【今後】世帯数割：50万回、着陸料割：50万回（空港容量） ・交付金配分方法の見直し 一定の騒音区域に含まれる市町に対し、その財政力等も勘案した上で毎年交付金のうちの一定額を「地域振興枠」として優先交付し、市町が行う様々なまちづくりの取組みをより効果的に支援することができないか検討

環境対策・地域共生策の基本的な考え方(概要)②

項目	環境対策・地域共生策の基本的な考え方(概要)
落下物多発地域の移転対策	<ul style="list-style-type: none"> ・騒特法に基づく移転補償の対象となる区域について、従前以上に将来の増便を加味した騒音コンターを作成することで、結果としてより広範な範囲の設定が可能 ・その他の落下物多発地域についても、地域共生策の充実や様々な課題解決に向けた今後の議論と併せて、どのような対応を講じていくことが可能か、引き続き関係機関とともに真摯に協議
防音工事の施工内容の改善（ペアガラス）	<ul style="list-style-type: none"> ・ペアガラスについて、標準仕様に準ずるものとして、市販防音サッシ及びペアガラス代金の合計額に対して、特殊防音サッシ及び単板ガラス代金の合計額を超えない範囲内で助成する方向で検討
線引きに係る集落分断の解消	<ul style="list-style-type: none"> ・50万回時の騒音コンターに基づき、関係機関と協議
深夜・早朝対策（寝室内窓(うちまど)設置）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の皆様の安眠を確保するという観点から、夜間飛行制限緩和の実施と併せ、民家の寝室に対して、既存の防音工事と併せて概ね35dB～40dBの防音効果が見込まれる内窓の設置について協議 (対象：騒特法航空機騒音障害防止地区内)
空港を活用した地域振興、まちづくりへの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の騒音区域に含まれる市町に対し、その財政力等も勘案した上で毎年交付金のうちの一定額を「地域振興枠」として優先交付し、市町が行う様々なまちづくりの取り組みをより効果的に支援することができないか検討（再掲） ・成田空港周辺の地域交通のあり方等について、今後、地域振興連絡協議会において調査を実施

出典：成田国際空港株式会社『成田空港の更なる機能強化に関する調査報告について(その3)』より

地域との対話等

関係住民との対話

騒音影響の増大が見込まれる地区については関係市町・地元騒音団体を通じて、また空港敷地範囲の展開が見込まれる地区については関係市町を通じて、ご説明させて頂き、ご意見を頂ける場を設けさせていただきます。

より広い地域の方々との対話

役場等のオープンスペースにパネルを設置するとともにスタッフを配置し、誰もが気軽に訪れ、成田空港の更なる機能強化についてのご意見を頂ける場を設けさせていただきます。

環境対策等の
検討の深度化

地域住民の皆様からのご理解

その他(質疑応答)

《質疑》

- ・ 夜間飛行制限の緩和について、午前5時から午前1時までという運航可能時間は回避できなかったのか。

《応答》

- ・ 成田空港が他空港と渡り合っていくため、航空会社のヒアリング等を行ったところ、午前4時から午前2時までというニーズがあったが、内陸空港ということを考慮し、前後1時間ずつ短くする形で提案させていただいた。
-

《質疑》

- ・ 今後各地区で説明会を行うとの事だが、騒音コンターの線引きについて地図を見ても分かりにくいと感じるが、十分に説明してもらえるのか。

《応答》

- ・ 各地区で説明を行う際は、分かりやすいよう大きな図面を準備したいと考えている。
-

《質疑》

- ・ 地元の合意形成に当たり、騒音対策としてのペアガラス問題等、行えるものは先行して行っていく考えはあるのか。

《応答》

- ・ 市としてすぐに対応できるものについては、市の総合対策本部を活用し、スピード感を持って対応していく。また、市単独で解決できないものについては、国、県、空港会社等の関係機関に働きかけていく。